

竜王町

未来につながるさと交竜基金

交竜とは：様々な人や産業の交流が広がり、相互に高め合い、新たな独特の文化を創造し、勢いあるまちづくりを、飛翔する竜のイメージにたとえています。

町民憲章（昭和五八年一月制定）

わたくしたちのまち竜王町は二つの山なみを背景とした沃野にはぐくまれ、史実に残る古い歴史と恵まれた文化遺産を受けついできました

わたくしたちは このうるわしい郷土に誇りと自覚をもち「緑と文化の町」にふさわしい明るく住みよい町を築くため この憲章を定め、これの実現につとめます

- 一、自然を愛し みどり豊かな美しい町をつくりましょう
- 一、おはよう こんにちはが、こたまする うるおいのある町をつくりましょう
- 一、心とからだを鍛え 明るい家庭が育つ町をつくりましょう
- 一、仕事にはげみ 豊かで活力のある町をつくりましょう
- 一、若い力を育て 夢と希望にあふれる町をつくりましょう

滋賀県竜王町

竜王町「未来につなぐふるさと交竜寄附」について

1 目的

竜王町を応援いただく個人、団体からの寄附金を「未来につなぐふるさと交竜事業」の財源として、竜王町に交わる幾多先人の努力に感謝し、うるわしい郷土の誇りを未来世代につなぎ、「緑と文化の町」にふさわしいまちづくりの実現に努めます。

2 寄附金の使い方

皆様からいただいた寄附金は、「未来につなぐふるさと交竜基金」に積み立て、下記の「未来につなぐふるさと交竜事業」に活用させていただきます。

寄附いただく際に用途を指定してください。

(1) 自然を愛し、緑豊かな美しいまちを守る安らぎづくり事業

主な用途

- ・ 環境、景観、風景、緑化、森林等の保全
および防災対策等に関する事業

(2) おはよう、こんにちはがこだまするうるおいのある地域づくり事業

主な用途

- ・ 地域コミュニティの活性化、農村集落の維持
伝統文化の継承等に関する事業

(3) 心とからだを鍛え、明るい家庭が育つ温もりづくり事業

主な用途

- ・ 社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、健康増進等に関する事業

(4) 仕事にはげみ、豊かで活力のあるまちづくり事業

主な用途

- ・ 農業、商工業、観光等の振興に関する事業

(5) 若い力を育て、夢と希望にあふれる人づくり事業

主な用途

- ・ 教育、文化、スポーツ等の振興
および子育て支援、次世代育成等に関する事業

(6) その他「緑と文化の町」にふさわしいまちづくりのために町長が必要と認める事業

3 寄附の方法

寄附申込書によりお申込みください。寄附申込書は、町ホームページに掲載していますが、お電話でもお取り寄せできます。

下記の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

1. 寄附金の額

- ・寄附金は、金額にかかわらずお受けします。

2. 寄附の手続き

- ・寄附申込書により、寄附金の使い道を指定いただき、下記の窓口へ申し込んでください。
- ・町から振込みのご案内をお送りしますので、指定の口座に振込みをお願いします。
- ・振込手数料は、寄附いただく本人負担となります。

4 使途の公開

「未来につなぐふるさと交竜基金」を取り崩し、事業の経費に充てたときには、町広報やホームページで公開することにより、皆様にご報告します。

5 税の優遇措置

竜王町への寄附は、税法により寄附金控除の対象となります。加えて法人の場合は全額が損金算入されます。

詳しくは、お近くの税務署または竜王町住民税務課（0748-58-3750）にお問合せください。

6 お問合せ・申し込み

520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町役場 総務課 行財政係 宛

電 話 0748-58-3700

FAX 0748-58-1388

E-mail somu@town.ryuoh.shiga.jp

ホームページ <http://www.town.ryuoh.shiga.jp>

ご注意ください

竜王町「未来につなぐふるさと交竜寄附」をかたった寄附の強要や不当な請求など、詐欺行為などには十分ご注意ください。